

## 内閣総理大臣 菅直人殿

## 内閣府特命担当大臣 玄葉光一郎殿

新しい公共をつくる市民キャビネット

共同代表 兼間道子

共同代表 高畠敬一

共同代表 福嶋浩彦

公共サービス改革部会長 後 房雄

## 日本版コンパクト（政府と市民セクターの協約）の提案

### 1 提言にあたって

外郭団体、天下り現象に象徴されるように、主務官庁が縦割りで民間団体を統制し利用してきた従来型システムでは、市民やNPOの力や知恵が社会問題の解決に活かされません。民主党政権が掲げる「新しい公共」を実現するためには、市民やNPOの活動の力量や専門性を飛躍的に向上させることと同時に、政府・行政のあり方を、民を抑えたり統制したりする方向から民の活躍を支援する方向へと大きく転換すること、さらに、こうした新しい政府・行政と市民やNPOとの関係を透明で対等なものへと転換することが不可欠です。

私たちは、「新しい公共」が個別の法人格制度や税制などの改革にとどまることなく、政府・行政、市民セクター（NPO、協同組合、社会的企業などを含む広いセクター）、および両者の関係の転換という「国のかたち」の転換へと展開することを期待します。そのなかでこそ、市民やNPOの力や知恵が社会問題の解決において大きな成果を挙げることが可能になるからです。

そのためには第一に、政府・行政は公的資金を投入して解決すべき問題と基本方針を決定することに専念して、実際の問題解決のための活動は民間に委ねるという基本な枠組みを確立する必要があります。民間企業はいうまでもなく、市民、NPOなど民の力量や専門性はかつてにくらべて大きく向上してきています。

第二に、政府・行政と市民セクターの関係を転換するためには、主務官庁制を前提とした複雑で不公平な法人格制度、税制を抜本的に改革して、多様な市民セクター組織が共通の自由で公平な土俵の上で切磋琢磨できるような制度を整備することが大切です。

また、公的資金を伴う仕事の実施を市民セクターなどに委ねる場合には、成果を厳しく要求しつつ、実施過程においては創意工夫の余地を大きく認めるような契約方式にすることが重要です。公的資金へのアカウンタビリティを確保しつつ、民の自律性を保障する政府・行政—市民セクター関係を創出していくべきです。

第三に、ボランティアだけで活動する小さな団体から多数の有給職員を雇用する事業型のNPOまで、また、政府・行政と連携しながら問題解決に取り組む団体から政府・行政への激しい批判を展開する団体まで、さらにボランティア団体からNPO法人、公益法人、協同組合、社会的企業まで、市民セクターが多様な団体を含む重層的なセクターであることを理解したうえで、市民セクターのそれぞれの要素の特質を尊重した支援や環境整備が必要です。

政府がこうしたグランドデザインを描き、それへ向けての戦略を立てて個々の取り組みを進めていくことによって初めて、リップサービスにとどまるNPO政策から転換し、「新しい公共」を実現できると考えます。

私たちは、1998年にイギリス労働党がボランタリー・セクターとの間で「コンパクト（協約）」を結び、それ出発点として公共サービス改革と市民セクター改革を一体として推進した事例に学び、日本版コンパクトの締結を「新しい公共」プロジェクトの第一歩とすることを提案します。

## 2 日本版コンパクト提案

日本でも21世紀に入ってから急速に公共サービス改革が展開し始めています。「新しい公共」の実現のためには、政府が、より広く市民セクターの役割と価値を重視することを公式に表明することが求められます。そのための最初の象徴的なイニシアチブとして、政府と全国の市民セクターとの間で、それぞれ自らの責務と姿勢を約束する「日本版コンパクト」の締結を提案します。

日本版コンパクトの締結は、従来の政府・行政の直営のサービス、あるいは行政の下請けサービスのように政府・行政に支配される「公共」ではなく、市民が主体の「公共」へと、政府と市民セクターの間の関係を変える大きなきっかけとなります。

コンパクトの内容は、両者が協議し、模索しながら草案していくのがよいと思われます。政府と市民セクターがお互いの独自の役割と価値を承認し合い、政府活動や公的資金に関する国民へのアカウンタビリティを確保し、さらに市民セクターの自律性を最大限に保障するルールについて合意することが中心的内容となると考えます。

これを出発点に、市民セクターを担い手として位置づけた公共サービス改革、自らの力量を高める市民セクター自身の改革、政府による市民セクター支援策、市民セクターが担い手として活動しやすいようなインフラ整備などの展開が期待されます。

## 3 締結までの手順

- ① 専門委員会を設置し、そこで素案を作成していきます。
- ② 従来の政府一市民セクター関係の実態や課題を調査し、適切な政府一市民セクター関係を構築するために双方がどのような責務や姿勢を約束すべきかを双方が検討します。
- ③ 政府側、市民セクター側の内部で協議を行い、相手側及び自らの側の課題、約束すべきことについての草案を作成します。
- ④ 政府側、市民セクター側がそれぞれ相手側の草案について検討し、意見書をまとめます。
- ⑤ 専門委員会において、双方の草案と意見書を総合的に検討したうえで、協約の第一次案を作成します。
- ⑥ 広くパブリック・コメントを求める機会を設け、政府、市民セクター、国民などからの意見を求めます。
- ⑦ 専門委員会において協約の最終案を決定します。
- ⑧ 政府の代表（首相および担当大臣）が協約に署名します。その後、協約に賛同する市民セクター組織の代表者が署名をしていきます。なお、自治体の首長も署名に加わることができますし、自治体毎に両セクターの協議を経て独自に協約を締結することができます（自治体版協約、ローカルコンパクト）。
- ⑨ 政府側の約束の部分については、それを「基本法」の形で法律化することにより明確になります。